

# 令和6年1月10日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年1月10日(水)  
15時59分～16時49分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件  
議案第30号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請 1件  
について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 非農地通知について  
3) 業務報告・予定  
4) その他

出席委員 18名

1番 田 悟 敏 子	12番 和 田 由美子
2番 三 輪 和 雄	13番 洪 谷 達 也
3番 吉 江 秀 一	14番 西 村 一 成
4番 石 丸 正 明	15番 中 田 栄 信
5番 宮 西 勝 昇	16番 高 橋 賢 治
7番 木 村 鉄 雄	17番 山 本 克 博
8番 唐 島 隆 夫	18番 大 浦 正
9番 加 藤 裕	19番 福 原 智 子
10番 山 崎 外 喜 雄	20番 水 上 龍 二

欠席委員 6番 加賀谷 良雄 11番 中川 邦夫

令和6年1月10日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>新年初めてでございます。皆さん新年あけましておめでとうございます。昨年から皆さんと一緒に農業委員会を運営させていただきました。ありがとうございました。今年もまた一つよろしく申し上げます。</p> <p>正月早々、大きな地震がありまして、60何年私もおりますけど、あれだけ大きな揺れは初めての経験ではなかったかなと思っております。小矢部市でもいくつかニュースにもあがりまして、359でも地滑りという形でいまだに通行止めが続いておりますし、後谷のところでも道が通れないという状況になっておりますし、一昨日のニュースでしたか、小矢部市でも住宅被害といった形でいろいろな被害が出ておる。断水も昨日で解消されたということもありまして、春から大変な形になりましたけども、皆さんの顔が見れたということで一安心しております。</p> <p>それではただいまから小矢部市農業委員会1月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>欠席委員は、加賀谷委員さん、中川委員さんでございます。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。13番の渋谷委員さんと15番の中田委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第29号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計4件</p> <p>○議案第30号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」計1件</p> <p>以上、2件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第29号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号23番は、使用貸借権の設定ということで貸人が〇〇さん、借人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が91㎡となっており、住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、1</p>

	<p>ページから4ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『集落接続』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号23番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇さんが貸人でありまして、平成14年にお父さんから宅地なり農地を相続で取得されています。借人が息子さんの〇〇さんです。一昨年の秋に所帯を持たれたのですが、アパートに住んでおられるということで、今回、同居ということも考えられたのですが、新しく横の敷地で家を建てるということで、昨年の4月くらいから私の方にも相談がありました。転用しないとだめですよという話をしていたんですが、もうすでに畑として種目は田にはなっていたのですが、一部分筆して盛土をして畑として使用されていたのですが、そこを既存の宅地と含めて建てたいということで今回の申請に至ったものであります。こちらについては一昨年からはじめております〇〇地区のほ場整備事業の対象地域になっておりまして、中々農地を転用するのが厳しいような規制がかかったところですが、もうすでに宅地化しているということでも含めて、除外になっていた部分です。そちらについては、始末書が提出されておりますし、土改並びに耕作しております営農組合の同意も得られていることからこちらに住まわれるということで何卒よろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号23番について、質問が無いようですので、次に受付番号24番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号24番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が513㎡となっております。店舗敷地（展示場）のため転用を行おうとするものです。位置図については、5ページから8ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『既存施設の拡張』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可</p>

	能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号24番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	<p>私から調査報告を実施いたします。今ほど説明があったように譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、申請地は小矢部市〇〇909番地513㎡です。資料の5ページで、〇〇と〇〇の間にある農地909番地と910番地と二つありますけれども、910につきましてはすでに申請されて登記が終わっています。今回909の方を申請されるということです。〇〇は新車、中古車販売、自動車用品の販売、自動車保険の代理業をする会社です。個人創業された後、令和2年に法人になり、規模拡大に伴い、車の展示スペース、来客の駐車スペース等が必要になったため、隣接する農地等を購入して、駐車場及び展示用にするとということで、今回の申請がありました。造成につきましては、L型擁壁を設し、既存敷地工で造成し、雨水等は自然勾配により水ピットへ流し、水ピットから隣接の用悪水路へ放流するというものです。〇〇の自治会長、生産組合長、地区の土地改良担当者の同意書も添付されているということです。実はこの案件は、8月に1回申請されたもので、調査に行きまして。その時は、この場所に板金の工場を建てる予定でしたが、昨今の建築資材の高騰に伴い、建築費用が倍増してしまっており、銀行からの借入が困難だということで、展示場の整備という形の申請になっております。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	受付番号24番について、質問が無いようですので、次に受付番号25番について、事務局より説明をお願いします。また、関連がありますので、議案第30号の『農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について』も併せて説明願います。
事務局	<p>まず、議案第30号の『農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について』ご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>申請者は、〇〇さんであり、令和5年8月31日付けで〇〇62番1外9筆、合計面積12,694㎡について砂利採取をすることについて許可を受</p>

	<p>けておりましたが、今回〇〇69番1の1,224㎡を加えて、13,918㎡について砂利採取を行いたいという変更申請であります。位置図につきましては、22ページから30ページをご覧ください。</p> <p>次に、議案第29号の「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号25番についてご説明します。議案書1ページをご覧ください。受付番号25番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん、借借人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が1,224㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、9ページから11ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号25番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>申請番号25番の報告をしたいと思います。あわせて、今ほどありましたように、事変の議案第30号申請番号2番についても説明します。</p> <p>まず、昨年の申請番号12番で議案8月4日の16号で報告した内容ですが、その中で、たまたま地権者の方がこちらにお見えにならない方であったという形で、確認したところ、仲介に入られた〇〇さんと〇〇営農さんとの話がちょっとずれたような形で追加という形になったという格好です。ちなみに〇〇営農さんの〇〇さんに確認したところ、当初からやりたいなと思っていた地区、土砂採石を含めて地盤改良をして耕作効率をあげるという風な計画の元だったんですが、たまたま〇〇さんの手違いで〇〇さんの方に伝わってなくて、第1回目の申請にあたって現在採石されているという状況の中で、最終的にやはりまずいということで、今回の追加という部分と新たにそれに伴う申請という形で変更の流れを確認しました。その形でご承認の方よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号25番について、質問が無いようですので、次に受付番号26番について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>受付番号26番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん外1名、賃借人が〇〇さんです。対象の農地は3筆で合計面積が7,013㎡となっており、仮設休憩施設設置・資材置場・駐車場のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、12ページから21ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号26番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>報告いたします。今回の申請は〇〇建て替え工事による一時転用です。借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さん、資料の12ページを見て下さい。対象になるのは89、90、91のそばの田であり、資材置場、トイレ、駐車場に利用するもので、鉄板、プラ板、マット、プラロードを敷き詰め利用するものです。町内会長、生産組合長、隣接の田の同意書も出ておりますので、その該当する田は土地改良区の区域内であるので、土地改良区からは工事の為やむをえないという意見書も出ております。転用期間は令和7年3月1日から令和8年7月31日の予定です。何年か前から建て替えという話を聞いておりました、今回このようになったと思っております。以上報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第29号及び議案第30号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第29号及び議案第30号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項は、今回ありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>

事務局	<p>報告事項説明 報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 4～6ページ 2) 非農地通知について 7～9ページ 3) 業務報告・予定 10ページ 4) その他連絡事項</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。 これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を吉江職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>本日は新年最初の総会ということで参加していただきありがとうございます。 また先ほど会長も言うておられましたが、元旦から地震が発生しました。また、余震もあるかもしれないので、皆さんも自分の身を大事に危険を察知してできるような行動をお願いします。 今年一年スムーズに運営できるよう皆さんのご協力をお願いいたします。 以上で本日の総会を終了します。</p>
	<p>－1月総会終了－</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和6年1月10日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 13 番 渡 谷 達 也

15 番 中 田 栄 信